

国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する政策評価（個票）

事務・事業名	キャリアコンサルタントの登録の実施に関する事務	担当部局・担当課室	人材開発統括官キャリア形成支援室
		評価実施時期	令和4年3月
根拠法令等	職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条の24第1項	類型	登録
		指定等の形態	指定
事務・事業の概要	<p>○事務・事業の創設時の趣旨</p> <p>キャリアコンサルタントは、キャリアコンサルティング（労働者等の職業選択、職業生活設計又は職業能力開発及び向上に関する相談・助言・指導）を行う専門家であり、平成28年4月に法定化された国家資格である。</p> <p>キャリアコンサルタント資格を取得するためには、キャリアコンサルタント試験に合格したうえでキャリアコンサルタント名簿に登録する必要がある。当該登録を含むキャリアコンサルタントの登録の実施に関する事務（以下「登録事務」という。）は厚生労働大臣が行うこととしたうえで、厚生労働大臣が指定する機関（指定登録機関）に行わせることができることとしている。</p> <p>○事務・事業の内容</p> <p>登録事務の実施。</p>		
事務・事業の目的	登録事務を適正かつ確実に実施すること。		
関連する政策目標等	<p>基本目標VI 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること</p> <p>施策大目標1 多様な職業能力開発の機会を確保すること</p> <p>1-1 多様な職業能力開発の機会を確保し、生産性の向上に向けた人材育成を強化すること</p>		
法人の指定等の状況	別紙のとおり		
指定・登録等の基準に対するよくある問合せと回答	特になし		
料金等・積算根拠	別紙のとおり		
事務・事業の実績等	<p>○実績（令和3年度）</p> <p>新規登録件数 8,906 件</p> <p>更新件数 18,232 件</p>		

	<p>○事業収入（令和3年度） 手数料収入 207,122 千円 （うち登録手数料 95,192 千円、更新手数料 111,200 千円、登録証再交付手数料 730 千円）</p>
<p>国からの補助金等</p>	<p>○補助金・委託費等（令和3年度予算）：なし</p>
<p>事務・事業の見直し状況（これまでの検証）</p>	<p>○国家資格等情報連携・活用システムとの連携に向けた調整（令和7年度以降の連携に向けて調整中）【マイナンバー連携による事務手続きの簡素化】 利便性向上を目的に、国家資格等情報連携・活用システムとの連携を検討中であり、事務手続きの簡素化等を検討中。</p> <p>○その他【その他】 その他事務・事業の見直しに関わって、利用者の利便性向上のための取り組み等を行っている。</p>
<p>事務・事業の必要性・有効性等</p>	<p>○事務・事業の必要性 法第30条の19により、キャリアコンサルタント試験に合格した者は、キャリアコンサルタント名簿に登録することにより、キャリアコンサルタントとなることができることとされており、登録事務はキャリアコンサルタント有資格者であることを証明するために必要な事務である。</p> <p>○事務・事業の妥当性 指定登録機関が、公平・中立に事務を実施するよう、次のことを行っている。 ・法第30条の26（法第30条の13の読替え）で指定登録機関の役職員等に対し秘密の保持義務を課している。 ・法第30条の26（法第30条の17の読替え）に基づき、指定登録機関に対して3年に1度を目安として立入検査を実施することにより、公平性・中立性を担保している（平成30年度に実施）。</p> <p>○事務・事業の有効性 キャリアコンサルタントの登録を行うことで、キャリアコンサルタントが誕生し、労働者の主体的な職業選択、職業生活設計又は職業能力開発の支援に資する。 令和3年度末時点でキャリアコンサルタント登録者数は60,562人。</p>
<p>事務・事業の執行体制の妥当性等</p>	<p>○指定等を行う妥当性 登録事務を適正かつ確実に実施するためには、キャリアコンサルティングに精通する民間機関の力を活用することが効果的である。</p> <p>○事務・事業実施主体の適格性 <指定等の基準の妥当性> 指定登録機関の指定要件は、法第30条の25において、営利を目的としない法人であること等について規定しており、妥当である。 また、キャリアコンサルタント名簿の登録を仮に複数機関が実施した場合、キャリアコンサルタント資格を有する者に関する情報を一元的に管理することができなくなり適切ではないため、法第30条の25において一の機関を指定することと規定している。</p>

	<p><実施主体としての指定等法人の適格性></p> <p>平成 28 年 4 月に指定されたキャリアコンサルティング協議会（旧：キャリア・コンサルティング協議会）について、上記指定要件について厳格に審査を行い、要件を満たすものと判断されたものである。</p>
政策効果の把握の手法及びその結果	指定等法人に対する監査・聞き取り調査
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	特になし
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	「キャリアコンサルタントの登録事務に係る事業報告書及び収支決算書」（特定非営利活動法人キャリアコンサルティング協議会）
評価結果の総括 （現状分析 （事務・事業の評価） と今後の方向性）	引き続き、適正かつ確実な実施に努めていく。
備考	

別紙

合計 1 法人

・ N P O (1 法人)

法人名	指定等の時期	連絡先 (T E L)	料金等・積算根拠
N P O (1 法人)			
特定非営利活動法人キャリアコンサルティング協議会	平成 28 年 4 月 1 日	03-5402-5588	【手数料の額】 登録手数料 8,000 円 再交付・訂正手数料 2,000 円 【根拠】 職業能力開発促進法施行令 (昭和 44 年政令第 258 号) 第 6 条第 2 項